

守谷市における鳥獣被害防止対策の概要

- 農産物の鳥獣被害に対する国の補助を受けるには、**鳥獣被害防止計画の策定**が必要
- 鳥獣防止計画の中で、**鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能**であり、**隊員は市町村の非常勤職員の身分**となる。
- 実施隊を設立するには、**鳥獣防止計画を策定し、実施隊の設置要綱等の制定、報酬条例の改正**が必要。

鳥獣被害防止特別措置法

鳥獣被害防止計画（法第4条）

【計画の内容】

- ・ 有害鳥獣による被害状況
- ・ 被害への対策方法
- ・ **鳥獣被害対策実施隊**に関する基本方針等
- ・ 被害防止施策の実施体制の構築
(**守谷市鳥獣被害防止対策協議会の設置**)

【計画の期間】

3年間

【計画作成のメリット措置】

- ・ **鳥獣被害防止総合対策交付金の交付**
(補助の例)
- ・ 安全講習会の参加経費 ・ わなの購入経費 等

守谷市鳥獣被害防止対策協議会 (法第4条の2)

【活動】

鳥獣防止対策の方針等を協議

【構成員】

1. 守谷市
2. 大八洲開拓農業協同組合
3. 茨城みなみ農業協同組合
4. 茨城県猟友会取手支部守谷分会
5. 茨城県鳥獣保護管理員
6. 茨城県県南農林事務所
7. 茨城県県南県民センター

被害防止の
適切な実施
のため

鳥獣被害対策実施隊（法第9条）

【隊員】

法第9条第3項

- 一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者
- 二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

【身分】

市町村の非常勤職員

(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号)

【隊の設置根拠】

市町村の**法令（条例，要綱等）**による

【メリット措置】

<隊員>

- ・ 公務災害に対する補償
- ・ 猟銃の技能講習の免除
- ・ 対象鳥獣捕獲員は狩猟税の免除
(法9条第6項)

<財政>

- ・ 実施隊の活動経費の8割が特別交付税措置

【報酬】

市町村の報酬条例の定めによる

守谷市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

【主な制定事項】

- ・ 職務
 1. 鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲又は追い払い
 2. 捕獲等に係るわなの見回り。
 3. 鳥獣による人の生命，身体及び財産の被害を防止するため緊急時の対応
- ・ 任期
- ・ 隊員の構成要件，隊員数の上限
- ・ 特別職の非常勤職員の**位置づけ**
- ・ **公務災害の報償の記載**
(市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第27号))
- ・ 報酬条例に関する記載

- ・ 日頃の罾の見回り
- ・ カラスの追い払い
- ・ 緊急時の対応 等

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例

第9条 別表第3

報酬区分	月額
報酬	3,800円

- 実施隊の隊員について、**任期は1年間**（委嘱について毎年見直し）で**隊員数は10名まで**とする。
- 市としての労務管理ため、**実施前の従事計画**と**実施後の日報**の提出を求める。
- **報酬の額は、報酬3,800円/月**で対応。

任期・構成人数

1年間（再任可能）
毎年度、実施隊隊員の委嘱を決定。
ただし、実施隊の必要性については、鳥獣の生息状況を考慮して、毎年見直し。

10名まで
狩猟免許を有する者であって、茨城県猟友会取手支部守谷分会が推薦する者

取組

実施前

- ・ 事前に**従事計画**（1か月分）を提出

守谷市
毎日の実施者と活動状況を把握

実施

- ・ わなの見回り（2時間程度）
- ・ 酪農団地のカラスの追払い

有害鳥獣を捕獲したら
イノシシ：6,000円/1頭
アライグマ：2,000円/1頭

実施後

- ・ **日報**の提出
- ⇒**3,800円/月**の支払

報酬額の例と活動

都道府県 市町村名	支給 区分	報酬額
北海道 北斗市	日額	5,000円
福島県 喜多方市	年額	60,000円
群馬県 前橋市	年額	2,000円
栃木県 大田原市	日額	6,400円
千葉県 南房総市	月額	5,000円
神奈川県 箱根町	年額	6,000円
新潟県 長岡市	時給	1,400円
広島県 安芸太田町	日額	11,600円
愛媛県 上島町	月額	10,000円
熊本県 天草市	日額	6,000円
沖縄県 恩納村	時給	1,000円

金額や活動内容は、**地域によって様々**

市町村名	支給 区分	報酬額
鹿嶋市	日額	3,000円
大子町	年額	1,000円
城里町	年額	12,000円
日立市	月額	2,000円
笠間市	日額	3,500円
石岡市	日額	4,000円

茨城県内

活動の例

鹿嶋市
日々の罾の見回りに、報酬を支出している。

笠間市、石岡市
山でイノシシを追いまわして捕獲する日を決め、その日の活動に参加した場合に、報酬を支出している。

守谷市の場合

活動
日々の罾の見回りに対し、報酬を支出する予定。

報酬
月額：3,800円
額の根拠：鳥獣被害対策を行うためにかかる隊員の負担額